

Title	ライプニッツの法理論と「近代国際法」(二): 「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として
Sub Title	G. W. Leibniz's theory of "law", "state", and "sovereignty" (2) : an inquiry into a "missing link" in the history of the modern law of nations
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.4 (2016. 4) ,p.35- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160428-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ライブニッツの法理論と「近代国際法」(二)

——「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として——

明 石 欽 司

序論

第一章 予備的考察：国際法（史）研究におけるライブニッツの位置付け

はじめに

第一節 「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライブニッツ

ブニッツ

第二節 国際法史研究者の視点からのライブニッツ

まとめ

(以上、八十八巻十一号)

第二章 ライブニッツの「法」観念

はじめに

第一節 ライブニッツの法認識を巡る若干の特色

(一) ライブニッツの法認識を巡る基本的問題点

(1) 法 (s) 及び法律 (x) の定義を巡る問題点

(2) 著作間における矛盾：任意主義 (voluntarismus)

と主知主義 (Intellektualismus)

(二) ライブニッツにおける法学 (jurisprudentia) の観念

(1) 法学と主知主義的法認識

(2) 「普遍的法学」(jurisprudentia universalis) 構想の可能性

第二節 ライブニッツの法観念の基本的構成

(一) 法の構成要素と基本的分類

(1) 法の構成要素

(2) 法の基本的分類 (I)：自然法と実定法、そして意思法 (jus voluntarium)

(3) 法の基本的分類 (II)：私法 (jus privatum) と公法 (jus publicum)

自然法

(二) 自然法

(1) 自然法の観念：自然法の目的及び認識方法、そして神法との関係

神法との関係

(2) 「自然法の三段階説」

(三) 正義

(1) 「正義」の定義

(2) 法と正義の関係

(3) 「自然法の三段階説」と正義の接合

まとめと若干の考察

(以上、本号)

第三章 ライプニッツの「国家」観念

はじめに

第一節 「社会」

第二節 国家観念を巡る諸問題

第三節 国家の抽象的人格性

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷六号)

第四章 ライプニッツの「主権」理論——Suprematus、観念の

分析を中心として

結論

(以上、八十九卷八号)

第二章 ライプニッツの「法」観念

はじめに

本章では、(次章以下で行われる)ライプニッツの論考から析出される「国際法」に関連する諸観念の検討のための分析視角を得ることを目的として、ライプニッツの「法」観念について概観することとする。但し、(この目的から明白ではあるが)本章における考察対象は、次章以下の検討に関連すると思われる若干の観念に限定さ

はじめに

第一節 「統治権」観念の錯綜

第二節 “Suprematus”・“summa potestas”・“superioritas territorialis”・“Souverainete”

第三節 “Suprematus”理論における帝国等族

第四節 “Suprematus”の特質

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷七号)

第五章 ライプニッツの「国際法」観念

はじめに…ライプニッツの欧州社会観とユース・ゲンティウムを巡る諸観念

第一節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論

第二節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実

まとめと若干の考察

れており、彼の「法」観念全般にわたるものではない。

以下本章では、先ず、ライブニッツの「法」認識を巡る若干の特色を、基本的問題点及び「法学」の観念の検討を通じて描き出し(第一節)、続いて、彼の法観念の構成要素について考察する(第二節)が、そこでは法の基本的分類を瞥見した上で、特に、彼の法観念の重要な構成要素と考えられる自然法及び正義について検討することとする。

第一節 ライブニッツの法認識を巡る若干の特色

(一) ライブニッツの法認識を巡る基本的問題点

(1) 法 (iure) 及び法律 (lex) の定義を巡る問題点

「法」(iure)はライブニッツによって如何なるものとして認識されていたのであろうか。この疑問に対する解答を、「法」の定義という観点から明らかにすることは容易ではない。何故ならば、ライブニッツは「法」それ自体の定義を殆ど与えていないからである。僅かに見出されるものとしては、例えば、一六七八年頃に執筆されたと考えられる『三段階論』の冒頭に登場する「我々が関わる法とは、慈愛の学問であり、正義とは、智者の慈愛又は徳であり、その慈愛又は徳は、人間に対する人間の好意を理性によって制御する」というものが挙げられる。また、一六九五年から九七年頃に執筆されたと思われる『法の体系』における「一般に法とは…「中略」…訴権又は抗弁権を生み出すものである」という定義も存在する。前者では「法」が「慈愛の学問」であると考えられた上で、「正義」について論じられており、これを「法」の定義として理解することには困難が伴う。それに対して、後者ではかなり具体的・技術的な「法」の定義が示されている。

また、『法学新方法』において、「法」に該当するとも思われる“jus”についての定義(道德的力 (potentia

morais) は「jus」と呼ばれる。)は存在するが、それは「道徳的必要性 (necessitas morais) と呼ばれる」「義務 (obligatio) との対概念として論じられている箇所においてのことであつて、当該箇所における「jus」は「権利」と解さざるを得ない。⁽¹³⁾ 同様のことは、『類纂』の「序文」においても見出され、そこでは「道徳的必要性 (necessitas morais) とされる「義務」との対比で、「jus」が「道徳的力」 (potentia morais) とされているのである。⁽¹⁴⁾

勿論、「jus」が「法」と「権利」の両者を包含する観念であるため、このような対比に基づく「法」観念の積極的定義の欠如は飽くまでも、訳語上の問題であつて、ライプニッツ自身にとつては、定義として充分であつたとも考えられる。しかしながら、後述 (次節③(1)) の「正義」の定義への拘泥と比較するならば、「法」の定義に対するライプニッツの関心の低さは明らかである。

それでは、「法律」 (lex) の定義については、どうであろうか。その積極的定義については、『考察』において「諸々の法律」 (leges) が「法の言葉及び規則の表示」⁽¹⁵⁾とされている程度である。そのような状況の中で、注目に値するものは『忠告』中の次のような議論である。

「法律は、その規定にそれら「臣民」の行為を合致させるために、上位者が臣民を自らに結び付ける命令と定義されている。この定義を我々が認めるならば、強制を課する上位者が誰も存在しないところでは、何者も自発的に責務を果たさないであろうし、それどころか、責務は何ら存在しないであろう。上位者を有しない者の中には責務は存在しないであろう。⁽¹⁶⁾」

この引用箇所の冒頭で挙げられている「法律」の定義はプーフエンドルフが提示したものであり、彼の「上位

者の命令としての法律」という定義に対してライブニッツは批判を加えている。⁽¹¹⁷⁾ この点において、ライブニッツの「法律」観念に関する実質的な議論がここでは展開されていると言い得るのである。また、『弁神論』において、法律がより強力であるのは「それら『の法律』が説得するから」とされており、ここでも「法律の非命令的性質」が主張されていると解される。但し、何れにしろ、ライブニッツにとって「法律は上位者の命令ではない」という消極的な定義が看取されるのみであることは否定できないのである。

それでも、「法」と「法律」の相異に関しては、一七〇二年頃に執筆されたと推定されている『省察』において、次のような記述が見られる。

「正義 (justice) を力 (puissance) に依存させた人々の誤りは、部分的には法 (droit) と法律 (loi) を混同したこと
に由来している。法は不正ではあり得ない。それは矛盾である。しかし、法律はそうであり得る。というのも、法律を
与え、維持するものは力であるから。そして、仮に、この力が叡智 (sagesse) や善き意思 (bonne volonté) に欠ける
ならば、それ「即ち、力」は極めて有害な法律 (fort méchantes lois) を与え、維持することができる。しかし、宇宙
(univers) にとつて喜ばしいことに、神の諸々の法律 (les lois de Dieu) は常に正しく、彼はそれらを維持する立場
にあるのである。」⁽¹¹⁸⁾

これにより、ライブニッツが、「法」と「法律」の相異を明確に認識していたこと、そして、法 (droit) を常に正しいものと観念していたことは看取される。⁽¹²⁰⁾ (また、ここでは、「神の諸々の法律」も常に正しいとされているが、この点については本節(二)②において論ずることとしたい。) しかしながら、「法」の観念についてのそれ以上の説明がなされず、「法律」についての積極的定義が示されていないという点については、依然として変わりがないので

ある。

ライプニッツの法学関連著作における通常の議論の方式は、先ず諸々の基本的観念についての定義を与えてから、当該観念に関する議論を展開するというものである。例えば、『法学新方法』第二篇では、その冒頭で「法学」(jurisprudentia)の定義(「法学とは、何らかの仮定された状況又は事実による、法の学問である」)⁽¹²¹⁾が提示された後に法学に関する様々な方法が論じられ、更に、「正」(justum)・「不正」(injustum)・「倫理性」(moralitas)・「権利」(jus)・「義務」(obligatio)・「人格」(persona)・「物」(res)等々の観念に関する定義が与えられた上で、それらに関連する議論が進められている。また、(本章において瞥見されるように)「自然法」(jus naturae)・「意思法」(jus voluntarium)及びその他の法観念についても、或る程度の定義が与えられている。(これは、次節③(2)で確認されるように、算術や幾何学と同様に法学を扱うとするライプニッツの学問的特性によるものとも言えよう。)ところが、このような通常の議論の方式とは異なり、「法」及び「法律」の観念についての積極的な定義や説明を展開しようとするライプニッツの意思が殆ど感じられないのである。

このように、ライプニッツが「法」それ自体の観念の定義や説明を積極的に展開しないことへの理由は何なのであろうか。その明確な理由を彼自身による記述の中に見出すことは困難である。それでも、次のような理由を推定することは許されるであろう。即ち、彼の法学関連論考においては、「ローマ法」や(本稿第五章第一節(一)で確認される)「ユース・ゲンティウム」の積極的定義が示されていないという事実があり、その事実を勘案するならば、彼にとつてその存在が自明である事柄については詳述しないという傾向が存在すると考えられるため、そのような傾向が「法」についても妥当するのである。

ところで、先に示された「法律は上位者の命令ではない」とするライプニッツの法観念は、別の問題へと我々を導く。それは、ライプニッツの法学関連著作間に存在する「矛盾」を巡る問題である。例えば、『法学新方法』

において、法の原則として「上位者の意思」(voluntas Superioris)が挙げられ、また、『類纂』の「序文」では、「上位者により (a Superiore) 定立される意思法 (jus voluntarium)」という表現が登場しており、これは「法律は上位者の命令ではない」との理解とは矛盾するように思われる。¹²⁶そして、この矛盾をも包含する大きな矛盾が彼の法学関連著作の間に存在しており、その大きな矛盾についての考察が、次項での主たる課題となるのである。

(2) 著作間における矛盾・主意主義 (Voluntarismus) と主知主義 (Intellectualismus)¹²⁷

ライプニッツの法学関連文献を基に彼の法観念の分析を試みる際に、「法」の積極的定義の欠如に続いて我々が直面する問題は、著作毎に示される法観念が相互に矛盾を孕んでいることである。それは次のような矛盾である。

一方において、ライプニッツは『法学新方法』で「法学」(jurisprudentia)について次のように論じている。

「法学とは、「行為の」正又は不正が論じられる限りにおける、行為の学問である。(Jurisprudentia est scientia actionum, quatenus justae vel injustae dicuntur.)」¹²⁸ここで「正」は公にあって (publice) 利益となるか損害となる全ての事柄である。公にとつて、とは、第一に世界にとつて、或いはその統治者である神にとつて (rectori eius Deo) であり、次に人類にとつて、そして国家にとつて (reipublicae) 「ということ」である。この順序により (hac subordinatione)、矛盾する場合には、神の意思、或いは、こう述べるのが許されるならば、「神の」利益が、人類の利益に優先し、これ「即ち、人類の利益」が国家の利益に「優先し」、そしてこれ「即ち、国家の利益」が個人の「利益に優先する」。これ故に、神、人類、国家の法学 (Jurisprudentia divina, humana, civilis) が「存在する」。¹²⁹「拙訳傍点部分は原文では斜体字強調。以下同様。」

この記述から窺われるライプニッツの法観念の特色の一つは、神の意思又は利益（それは、人類、国家、個人の各々の利益に（そして、これら三つの利益の間では、この順で）優先するとされる。）から神の法学が生ずるとされることに示されているような、功利主義的色彩を帯びた主意主義にあると言える。即ち、神の意思によって法が創出され、しかも、その際には利益と損害が意思決定の基準とされているのである。

他方において、『忠告』で示されているライプニッツの法観念は、『法学新方法』におけるものとは全く異なっている。即ち、「仮に、神自身が法及び正義を自身の恣意により制定したならば、神の本質的正義は分与されないであろう」と⁽¹²⁹⁾とされていることから、法及び正義が神の意思により自由に定められ得ないものとされるのである。また、後述（次節③(2)）のようにライプニッツは、正義は算術及び幾何学のような客観的法則を有しているとしてもしている。結局のところ、これらの論述においては、法及び正義は神の意思により生み出されるとの認識（主意主義）ではなく、むしろ客観的に存在するそれらを神は知覚乃至選択するとの認識（主知主義）が示されているのである。

ライプニッツの法思想におけるこのような主意主義と主知主義の混在という状況を、小林は、「ライプニッツの」法思想は、一七〇〇年頃を境として初期の主意主義と後期の主知主義に明確に区別され、「初期のライプニッツは法学を神学の一部として（むしろ、神学を普遍的法学の一部として）捉え、国家秩序を、宇宙を支配する神の実定的秩序の一部と考えていた」と⁽¹³⁰⁾する。確かに、『法学新方法』はマインツ選帝侯に献じられたものであり、その公表が一六六八年であったこと、そして、『忠告』が書かれたのが一七〇六年であったこと⁽¹³¹⁾に鑑みれば、この小林による説明も理解できないではない。しかしながら、一七〇〇年よりかなり早い時期にライプニッツは主知主義的な正義論を展開しているという事実は看過され得ない。例えば、一六七七年一月に執筆したとされる『対話』の中では次のように記されている。

「算術及び幾何学と同様に、叡智 (sagesse) 及び正義はそれら自体の永遠の定理 (théorèmes éternels) を有している。神が自身の意思によってそれらを創出するのではない。神は自身の本質の中にそれらを所蔵し、それらに従うのである。」⁽¹³³⁾

また、一六八六年に執筆された形而上学に関する無題の論考⁽¹³⁴⁾においては、次のような疑問が提示されている。

「仮に、彼「即ち、神」が全く逆のことをしているのに同じように称賛に値するとするならば、何故に彼を称賛し、彼が行った何れのことを称賛するのであろうか。仮に、或る専制的権力のみが残されるならば、仮に、意思が理性の場を占めるならば、そして仮に、最強者を喜ばせるもの（それは暴君の定義に従っている。）⁽¹³⁵⁾がその事実故に正当であるならば、彼の正義と叡智は何処で見出されるのであろうか。」

このように、前記の小林の見解にも拘らず、ライプニッツは遅くとも彼の三〇歳台前半には、主知主義的観点からの論考を残すようになっていたことが確認されるのである。⁽¹³⁶⁾そして、彼の主知主義的認識はその後も維持され、例えば、一七〇二年から一七一六年の間に執筆されたものとされる無題の草稿においても、「叡智が神に最善の存在 (Existence du Meilleur) を知らしめ、彼の善意 (bonté) が彼に「最善の存在を」選択させ、彼の力が彼に「最善の存在を」生み出させる」との見解が述べられており、この草稿で他の箇所でも同様の見解が示されている。⁽¹³⁷⁾また、一七一〇年に公刊された『弁神論』では、「結局、神は絶対的に絶対な命令によって (par un decret absolument absolu) 又は合理的な動機 (motifs raisonnables) とは独立な或る意思 (une Volonté) によって

目的もなく (au hazard) 行動することはできないと私はみなす⁽¹³⁹⁾」として、神であっても理性に反することは行い得ないとの思考が明確に示されているのである。⁽¹⁴⁰⁾

以上のことから、ライプニッツは、一六七〇年代半ばまで主意主義的な法理論を展開していたが、それ以降は一貫して主知主義的立場で法学を扱ったと理解することが妥当であると言えよう。そして、このような理解に立つならば、『法学新方法』において、法の原則として「上位者の意思」が挙げられているにも拘らず、(前項で確認されたように)「法」及び「法律」の定義について殆ど関心が払われていないという問題も、少なくとも「法」に関しては説明可能となる。即ち、主知主義のもとで法の存在を認識するならば、法は既に宇宙の秩序(普遍的秩序)の中に所与のものとして存在することとなるであろう。そして、そのような存在に対して人間は本質的定義を与えることはできず、人間がなし得ることは、法を創出することではなく、既に存在する法を発見し、選択することであることになる。逆言するならば、本質的定義を能動的に提示することは、その定義に沿った法を創出することに繋がるため、主意主義的立場を採用することとなってしまふと解されるのである。

さて、このようにして基本的に主知主義的立場が採用されつつも、定義という点では必ずしも明らかにされていないライプニッツの「法」認識をよりよく理解するために、次に「法学」に関する彼の認識について考察することとしたい。

(二) ライプニッツにおける法学 (Jurisprudentia) の観念

(1) 法学と主知主義的法認識

『自然法の基礎』において、ライプニッツは「法学」(Jurisprudentia)を「正しいこと」(Justi)学問、自由及び諸々の責務の (libertatis et officiorum) 学問、又は何らかの仮定された状況若しくは事実による、法の学問で

ある⁽¹⁴⁾」と定義しつつ、次のような論述も行っている。

「学問の範疇に基づき、法の学問は、諸々の経験ではなく、諸々の定義に、感覚の論証ではなく、理性の「論証」に、依存する諸学問「の一つ」であり、私が論ずるように、そのような学問は、事実ではなく、法則に属する。正義は或る種の調和と比例に存するのであるから、仮に正義を行う者が存在せず、「正義が」何者かに対して行われなくとも、或るものが正しいことは理解され得るのであり、まったくそれは、仮に数える者が存在せず、数えられるものが存在しなくとも、計算の諸規則は真実であるようなものである⁽¹⁵⁾。」

同様に、『省察』においてライプニッツは、「論理学の争うことのできない諸規則を使用することによって、人は全ての定義から明確な帰結を導出し得る」のであり、「このことを、事実に全く依拠せず理性にのみ依拠する必然的且つ論証的な学問 (les sciences nécessaires et démonstratives) を構築する際に我々は行つて」いると主張し、そのような学問として「論理学、形而上学、算術、幾何学、運動学 (la science des mouvements)」と共に「法 (droit) についでての学問」を挙げている⁽¹⁶⁾。

これらの言明では、法学が、理性による論証に依存する法則探究の学問であり、本質的に論理学や幾何学のよきな(観察者個人の認識からは独立であるという意味における)客観的学問である旨が論じられている。この法学の客観性は、主知主義的な法認識との間で(主意主義的な法認識に比して)より高い整合性を有する。なぜならば、主知主義的な法認識は、法それ自体が客観的なものであつて、それを認識する主体(神・人間)の意思に左右されないため、「法則」がより安定的なものとなるからである。(尚、主意主義的な法認識に基づく法学においては、「法則」が探究され得ないのではなく、その「法則」自体の安定性が劣るものとなる点は留意されるべきである。)

そして、この主知主義的な法認識との整合性が高い法学観念がもたらすものが、次項で示される「普遍的法学」構想の可能性なのである。

(2) 「普遍的法学」(jurisprudentia universalis) 構想の可能性

主知主義的な法認識は、その認識主体の意思から独立した存在としての法を措定する。そして、ライプニッツは、認識主体が自らの意思に基づいて行動(選択)することを重視している。即ち、彼は、『概説』において、真の信仰と真の希望が「論ずること、或いは思考することのみならず、实际的に思考すること、即ち、行動する」(practice denken, das ist thun [sic]) にも存する⁽¹⁴⁾とし、また、或る書簡において、正義と不正義について「行為の道徳的善悪」(bonté ou malice morale des Actions)⁽¹⁵⁾として論じているのである。

この「行為(選択)の重要性」は人間のみならず神にも妥当する。既に(本節(2)で)触れられたように、主知主義的な法認識においては、神も選択を行うことになるからである。但し、「法は不正ではあり得ない」が、「法律はそうであり得る」という前提に立ちつつも、「神の諸々の法律は常に正しく、彼はそれらを維持する立場にある」⁽¹⁶⁾とするライプニッツにとって、神の行為(選択)は常に正しいという点において神と人間との間には相異が存在する。(同様に、ライプニッツは「叡智(sagesse)が神に知らしめる最良の存在(Existence du Meilleur)を彼「即ち、神」の善意(bonté)が彼に選択させ、彼の力が彼に創出させる」⁽¹⁷⁾としている。)それでも、両者が共に行為(選択)する存在であるという点に着目するならば、このような相異は、言わば、程度の差であつて、質的相異ではない。つまり、神と人間が共に「客観的存在としての法を知ろうとする主体」とされるといふ点において、両者は同一平面に置かれることになるのである。そして、このことは、更に重要な次のような事柄に繋がる。

『弁神論』においてライプニッツは、「我々が神の正義の観念にも適合する正義の観念一般を何ら有しないとい

うことにはならない」し、「神の正義が人間に関して知られた正義とは別の規則を有することにも最早ならない」のであって、「普遍的法 (le droit universel) は神にとつても、人間にとつても同一である」と宣言している。つまり、彼は、神の正義と人間の正義を同一平面で扱い、更に神と人間に共通な「普遍的法」の存在へと直結させているのである。そして、このことはライブニッツの法理論における極めて重要な二つの事柄を意味している。即ち、一つは、法と正義が緊密に結合されていること、他は、神と人間を同一平面に置いた法学である「普遍的法学」(jurisprudentia universalis)の構想が可能となることである。⁽¹⁴⁸⁾

第二節 ライブニッツの法観念の基本的構成

(一) 法の構成要素と基本的分類

さて、以上のようにライブニッツの法理論は神と人間を同一平面に置く「普遍的法学」となり得るものであったが、当然のことながら、そこには具体的な法規範群も存在する。ここでは、彼の法理論に含まれるそれらの法規範群(法の構成要素)とそれらについての基本的分類を考察することにより、彼の法理論の特色を明らかにすることとしたい。以下では先ず、ライブニッツが具体的法規範としてどのようなものを挙げているかを確認する。『註解』においてライブニッツは、法の「諸部分」(partes)として、「普遍法」(jus universale)・「自然法」(jus naturale)・「ユース・ゲンティウム」(jus gentium)・「神法」(jus divinum)・「教会法」(jus ecclesiasticum)・「公法」(jus publicum)・「封建法」(jus feudale)・「国制法」(jus politicum)・「刑法」(jus criminale)・「私法」(jus privatum)・「手続」(processus)・「地域法」(jura localia)を挙げている。⁽¹⁴⁹⁾そして、これらが彼にとつての法の構成要素であると考えられるのである。

『註解』では、これらの各要素の中で、「普遍法」については、それが「実定的な付加物、制限又は拡張、特に、より高貴なるもの、そして特に、ローマ「法上」及び教会「法上の」のものと共に示された自然法であろう」とされている。つまり、「普遍法」は自然法を基礎として、それに実定法を加えた法であるということになる。⁽¹⁵²⁾ところが、「普遍法」以外の法の構成要素についての説明は、同論考中では見出され得ない。そのため、ここでは、同論考以外の論考において、ライプニッツが彼にとつての法の構成要素をどのように分類しているかを確認することを通じて、彼の法観念に関する我々の理解を更に深めることとしたい。

(2) 法の基本的分類 (I) : 自然法と実定法、そして意思法 (jus voluntarium)

最も基本的な分類と考えられるものが、ライプニッツ自身が『正義及び法論』において明らかにしているように、「自然法」(jus naturale (naturae)) と「実定法」(jus positivum) である。⁽¹⁵³⁾『コンリンク宛書簡』において示されている事柄に従うならば、自然法と実定法の各々は、「賢慮」(prudentia) が「学問」(scientia) と「経験知」(peritia) という二つの部分から成ることに対応しているとされている。即ち、自然法が学問に属し、実定法が経験知に属するとされ、そのことから、更に、「確かに、実定法は法に属するというよりも、むしろ事実⁽¹⁵⁴⁾に属する」(Jus enim positivum est facti potius quam juris) とされるのである。⁽¹⁵⁴⁾

このように、自然法と実定法は対義的なものとして紹介されているのであるが、同様の関係は自然法と「意思法」(jus voluntarium) との間にも発生するように思われる。即ち、『類纂』の「序文」中の「意思法について」(De jure voluntario) と題された節において、ライプニッツは、「聖なる淵源から流れ出る永遠の自然の理性的法と並んで、慣習を通じて受容されるか、或いは上位者により定立される意思法も存在する⁽¹⁵⁵⁾」と論じていることから、「永遠の自然の理性法」を自然法と解するならば、意思法をその対義語として捉え得ることになるのである。⁽¹⁵⁶⁾

以上のように、ライプニッツは「自然法と実定法」及び「自然法と意思法」という二組の分類を提示している。ライプニッツの自然法それ自体を巡る問題に関する考察は次項で行うこととし、ここでは、これらの分類に伴う若干の問題点について考察することとしたい。

先ず、「実定法」と「意思法」の関係が問題となろう。両者が全く同一のものであることをライプニッツが明言する記述は見出され得ない。それでは、両者は異なる観念であると考えらるべきなのであろうか。この問題に対する解答は、「上位者により定立される意思法」という観念を巡り、「国家内では国家法が *summa potestas* を有する者から力を受け取る⁽¹⁵⁷⁾」とされていることから導出可能であろう。即ち、意思法である「国家法」(*Jus Civile*)は「上位者」の意思により定立されるものであり、それは「永遠の自然の理性的法」としての自然法ではなく、「経験知」に属する事実としての実定法と同一のものと解される故に、ライプニッツの思考における実定法と意思法は同一の観念としてよいと考えられるのである。(このことはまた、「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」が実定法として構想されていることも符合する。この点については、本稿第五章第一節(2)で論ずることとする。)

第二に、実定法(及び意思法)と自然法の関係が問題となろう。この問題の考察のためには、『法の学問』における次の記述が重要であるように思われる。

「自然法の知識を教えることは、最良の国家の法律を伝達することである。任意法の知識を教えることは、最良の国家の法律と共に、受容された法律を与えることである。⁽¹⁵⁸⁾」

つまり、「最良の国家」の法律が自然法に合致し、また「任意法」(*Jus arbitrium*)は、「受容された法律」で

はあるが、それは「最良の国家の法律と共に」与えられるものであるから、自然法に抵触するものではないと解されるのである。(勿論、ここでは「任意法」という文言が使用されているため、これが直ちに実定法であるとはできない。それでも、それが「意思法」であると解するならば、結果的にこれら三者は同一のものとなるのである。)ここでの議論は「最良の国家」を巡るものであって、通常の国家についての議論ではない。しかしながら、少なくともライプニッツの理想としては、国家法が自然法に合致するとの構想が描かれていることは確かである。

それでは、自然法と実定法(及び意思法)の間に優劣関係は存在するのであるか。この点については、ライプニッツが本来実定法であるローマ法の圧倒的大部分は自然法であるとの見解を示していること、⁽¹⁵⁹⁾また、ローマ法を「書かれた理性」(ratio scripta)とする一般的思考に従うならば、ローマ法は理性に基づく自然法に反し得ないことから、自然法が実定法に優位すると彼が考えていたものと判断されるのである。⁽¹⁶⁰⁾

最後に、実定法と神法(jus divinum)との関係についても触れられるべきであろう。両者の関係について、ライプニッツは、キリスト教徒達が自らの共通の紐帯として「諸々の聖なる事柄に(II) sacris) 含まれている実定神法(jus divinum positivum)」を有しており、「それらに加わるものは、教会全体で受容された聖なるカノン、その後に西方における教皇の諸法(それらに諸王と諸人民が従っている。)である」としている。⁽¹⁶²⁾つまり、キリスト教徒(教会)によって一般的に受容され、通用している規範が実定法として分類されるのであって、神法であるが故にそれが直ちに非実定的規範とされるのではないのである。⁽¹⁶³⁾

(3) 法の基本的分類(II)：私法(jus privatum)と公法(jus publicum)

以上のように、ライプニッツの法学理論における法の基本的分類として、自然法と実定法(及び意思法)が提示されているが、彼は更に、私法(jus privatum)と公法(jus publicum)の区分についても、本稿の主題との関

係において、興味深い論述を行っている。

もつとも、「私法と公法の区分」と言つても、彼の法学の体系を示すと思われる若干の論考、即ち、『法原理考察』、『法学新方法』、『法の体系』、『考察』等において「私法」の積極的定義は見出されず、「公法」の定義のみが示されている。⁽¹⁶⁴⁾つまり、ライブニッツは「私法」と「公法」を分類の基準とはしていないという可能性がある。しかし、この点については、ライブニッツが私法に含まれる多くの事柄についての定義を先述の諸論考で示していることから、むしろ次のように解すべきものと思われる。即ち、彼の法観念において「私法」の存在は自明であるため、「法」(これもまた、彼にとって自明である。)の積極的定義についてさほどの関心が払われていないのと同様に、「私法」の積極的定義についても関心が払われていないのである、と。そして、このような前提に立つならば、その自明の存在としての私法とは共通法 (*jus commune*) としてのローマ法であると解されるのである。⁽¹⁶⁵⁾

また、「公法」の定義について見るならば、次のような事柄が明らかとなる。先ず、『考察』において、「正確に論じられる公法は、国家の形態、或いは *“summa potestas”* の構成に関して述べる」(*jus publicum stricte dictum agit de reipublicae forma, seu constitutione summae potestatis.*)⁽¹⁶⁶⁾とされている。また、『法の体系』においては、「公法」に関して「それは純粹に公的なものである」(*Id est mere publicum.*)とされた上で、「公的な事柄一般」(*publica in genere*) について「それらは政治的事柄 (*politica*) 及び公法を含む」とされ、更に「公法は、金
が他の物に対してそうであるように、法に関するより高貴な事柄である」(*jus publicum est nobilior casus juris, wie gold wege gegen andere.*)⁷ として、「最も公的な法は、神の法であり、それとの関係では、全ての国家は私人の地位を有する」(*jus publicissimum est jus Dei, cujus respectu omnes reipublicae privati locum habent.*)⁸ とされている。⁽¹⁶⁷⁾

つまり、ライプニッツは、公法が国家の統治形態や権力を規定するものであることを明示し、また、神との関係においては、国家は私人の地位に置かれるとしている。このことは本稿との主題において次のことを意味し得る。即ち、国家それ自体は公法的秩序であるが、諸国家が共に私人と同様の地位に置かれることによって、国家間で締結される条約には私人間の契約と同様に私法上の諸原則が適用されることになるのである。

(二) 自然法

(1) 自然法の観念・自然法の目的及び認識方法、そして神法との関係

「自然法」それ自体に関する積極的定義をライプニッツの諸論考の中から見出すことは困難である。これは、(前節(一)で既に指摘されている)彼にとってその存在が自明である事柄について詳述しないという傾向に合致するものであると考えられる。しかし、そのような状況にあっても、我々が彼の自然法観念を探ることは不可能ではない。以下では、彼の自然法理論の中に登場する、自然法の目的及び認識方法、更には神法との関係について検証することによって、彼の自然法観念の一端を明らかにすることとしたい。

先ず、自然法の目的に関して、ライプニッツは『自然法論』において「自然法は自然的社会を維持し、或いは増進するもの」⁽¹⁶⁸⁾であると述べている。これを或る種の定義であると読み取ることも可能であるが、その内容の実質は自然法の存在目的である。(尚、ライプニッツの「自然的社会」の観念については、次章(第一節)において論じられる。)そして、『忠告』においては、より明確に自然法の目的が述べられている。即ち、「自然法の目的は善を維持する者に属する」⁽¹⁶⁹⁾ *(finem juris naturalis esse bonum servantium)* ⁽¹⁶⁹⁾ である。

それでは、そのような目的を有する自然法はどのようにして認識されるのであろうか。この点に関しては、『法原理考察』において、「自然法は、崇敬なしに自然的理性のみに基づいて知られ得るもの」⁽¹⁷⁰⁾とされている。⁽¹⁷¹⁾そ

して、この「理性のみにより認識される自然法」という思考は同論考において次のような論理により繰り返されている。即ち、「諸国民 (*gentes*) は自然法 (*jus naturae*) を、あるときは理性により、あるときには古来の父祖の伝統により認識する」のであり、「理性を通じて知られ得ること、それは唯一の自然法 (*solum naturale jus*) であり、場合によっては、理性を通じて知られないとしても、伝統を通じて」知られるというものである。

ところで、ライプニッツがここで示している自然法の認識方法としては、理性のみならず、「伝統」(*traditio*) という、一見したところでは人為の集積も、存在しているようにも思われる。しかし、これに続いて彼は、「理性により知られ得ず、神の意思の伝統のみによって」(*traditione divinae voluntatis sola*) 知られ得ることは、即ち、**実定神法** (*jus divinum positivum*) である」として⁽¹⁷⁾いる。つまり、「伝統」とは「神の意思の伝統」であって、人為によるものではなく、しかもそれにより認識される規範は(本来的な自然法ではない)「**実定神法**」であるとするのである。⁽¹⁷⁾そして、この点から、更に、自然法と神法の関係が問題となる。

ライプニッツは「自然法は倫理的な神法に違背しないこと」(*in hoc jus naturale differe a jure divino morali*) を宣言しており、自然法と神法が矛盾・抵触しないことは彼の法理論の前提であると解される。但し、この宣言においては、神法が自然法の基準になっているようにも思われるが、彼の主知主義的な法認識においては、神に先行する法としての自然法の存在が前提とされている(そして、神が誤った選択を行わないのであれば、神の意思による神法は自然法に矛盾・抵触することはない)筈である。そして、このことから、更に、神が有する「**理性**」(それは法を認識し、選択するために必要とされる。)と人間のそれとの関係が問題となる。そして、これに対しては、ライプニッツは、「永遠の理性の光」(「その光は」諸々の精神の中で神の力によってかきたてられたものである。)が、我々の内部における実効性のある原因であること」(*causam denique efficientem in nobis esse rationis aeternae lumen divinitus in meritis accensum*)⁽¹⁷⁾を述べている。つまり、人間の「永遠の理性の光」は「神の力」によって

光を放っているのであり、後者なくして前者は十全に機能し得ないと考えられている。結局のところ、両者の間には密接な関係が存在する（但し、人間は人間であるが故に認識・選択において誤りを犯し得る。）のである。

以上のようなライプニッツの自然法観念における自然法の目的や認識方法、更には、神法との関係から、彼の自然法観念の二つの特色が指摘可能となる。一つは、自然法が「崇敬」を伴うことなく「自然的理性のみによって」認識されること、また、「実定神法」とは区別されることから理解されるような、合理的乃至は理性的自然法観念を彼が抱懐していることである。他は、人間の理性（の光）が神との関係を依然として保持していることである。これらは一見したところ、相矛盾するものではある。⁽¹⁶⁾しかしながら、既に（前節(一)において）示されたように、ライプニッツは人間と神とを同一平面に置く「普遍的法学」を構想しており、そのために自然法と神法、そして、神の理性と人間の理性は矛盾することのない総体として描き出されることになる⁽¹⁷⁾と解されるのである。

(2) 「自然法の三段階説」

さて、ライプニッツの自然法理論の中で、注目されるべきものが「自然法の三段階説」である。この理論は『法学新方法』中で、古代ギリシア・ローマ（プラトン・アリストテレス等）から「最近」（グロティウス・ホップズ等）に至るまでの自然法に属する原則に関する諸理論の紹介の⁽¹⁷⁾後に、次のように提示されている。

「これらの者〔即ち、プラトンやグロティウス等〕の好意を、我々は自らの見解を説明することによって得るであろう。それは即ち、自然法の三段階（tres gradus）、つまり厳格法（jus strictum）、衡平（aequitas）及び敬虔（pietas）が存在するというものである。それらのものの中で後続するものが、先行するものよりも一層完全であり、それ〔即ち、先行するもの〕を確証するし、抵触する場合にはそれを廃する。⁽¹⁸⁾」

原則的な考え方がこのように提示された後に、「嚴格法」、「衡平」、そして「敬虔」の各々についての説明がえられる。まず、嚴格法は「純粹法」(*jus merum*)であるとされ、それは「戦争と平和の法以外の何ものでもない」とされる。その理由について、ライプニッツは、人格 (*Persona*) と人格の間の関係と、人格と物 (*Res*) との間の関係とに分けて論ずる。即ち、前者においては、「一方が戦争を遂行する、即ち、害すること」がない限りにおいて「平和の法が存在する」からであり、後者においては、「物が悟性を有しない故に、戦争の法は永続的である」(*Quia res non est intelligens, perpetuum est jus belli*) からである⁽¹⁹⁾。更に、「しかしながら、物及びその物の捕獲に対する人格の勝利は占有と呼ばれる」(*Victoria autem personae super rem reique captivitas dicitur possessio*) とし、「したがって、占有は、「その」物が何者にも属さない限り、戦争の法により、物に対する権利を人格に付与する」(*Possessio igitur dat personae jus in rem, jure belli, dummodo res sit nullius*) として無主物の占有が所有権を発生させるとし、それが戦争の法に基づくとする。ここで占有の対象を無主物に限定する(「なぜならば、もしも、「その」物が何者かに属するならば、その物を害すること又は奪い去ること (*laedere aut auferre*) は、他者の奴隷を殺すこと又は他者の脱走者を取戻すことと同様に、許されないから」である。) ことにより、逆に「仮に、相互に、人格に対して又は物に対して害をなしたならば、「そのことは」物に対して有する権利、即ち、戦争の権利をその者に付与する」との論理が展開される。そこから、更に「しかし、損害の種類の間には致命的な欺瞞 (*deceptio perniciosa*) が存在するのであり、それ「即ち、その欺瞞」により、損害(その損害に約束を遵守することの必要性が由来する。) が精神に加えられる」とする。つまり、他者の人格や物に対して損害を与えることは欺瞞に由来するのであり、そこから約束の遵守という規範までもが導出される。これらの事柄が論じられた上で、次のような結論が示される。

「このことから、純粋な自然法の唯一の命令が存在することが明らかとなる。即ち、何者をも害すること勿れであり、その者に戦争の権利を与えてはならないのである (*Neminem laedere, ne detur ei jus belli*)。これには交換的正義 (*justitia communitiva*) が属するのであって、また、グロティウスが権能 (*facultas*) と呼ぶ権利が「属するのである」⁽⁸⁷⁾。」

続いて、ライプニッツは衡平について論ずる。「衡平又は均衡」とは、「二又はそれ以上のものの理性又は比例が調和又は均整の中に存する」(*Aequitas seu aequalitas, id est, duorum plurimumve ratio vel proportio consistit in harmonia seu congruentia*) 状態を指す。そして、具体的に「これ〔即ち、衡平〕は、私を害した者に対して、私が殺し合いの戦争に着手せず、損害賠償を行うことを要求する」(*Haec requirit, ut in eum qui me laesit, non bellum internecinum institutam, sed ad restitutionem*) ことや、「仲裁人を関与させること」「汝が汝に欲しないことは他の者になされてはならない」こと等が挙げられ、「その他のことに関して、厳格法が遵守されることを衡平それ自体が命じている」とされている。その上で更に、次のように付言されている。

「衡平なこと (*aequum*) とは、狡猾な仕掛けにより私への債務から自らを解放した者が、それにも拘らず私に保有されるが、私にはその者に対する執行の訴権 (*actio persecuendi*) が付与されないというようなものである。(何らかの法律 (*Lex*) が付加しない限り) 訴権 (*actio*) 又は抗弁権 (*exceptio*)、或いは如何なる請求も、純粋法 (*ius merum*) に由来するのであるから、その者は私に与えるよう義務付けられるのである。このことからかの命令 (*praeceptum*) 「が存在する」ことになる⁽⁸⁸⁾。即ち、各人に各人のものを配分せよ (*Suum cuique tribuere*)」

最後に、ライプニッツは敬虔についての説明に進む。しかし、その冒頭部分は意外な表現となっている。即ち、「第三の法の原則は上位者の意思 (voluntas Superioris)」であり、「そしてこれはトラシユマコス (Trasymachus) がプラトンの下で論じたこと、即ち、正しいことはより強い者にとつての便宜である (iustum esse potentiori uti)」とされているのである。但し、それに続く一文で読者はライプニッツの意図を知ることになる。即ち、「上位者とは自然又は神」なのであり、「その「即ち、自然又は神の」意思は、自然的であり、これ故に敬虔 (pietas) 「である」か、法律 (lex) であり、これ故に実定神法 (ius divinum positivum) である」とわれているのである。そして、敬虔が有する効力について次のように論じられている。

「敬虔は自然法の第三段階であり、その他のものに完成と効果を (perfectionem et effectum) 授ける。確かに、神は、全知 (omniscius) であり、賢明 (sapiens) であるのであるから、純粹法と衡平を確証するのである。そして、「神は」全能 (omnipotens) であるから、「純粹法と衡平を」実施するのである。これ故に、人類の便益 (utilitas generis humani) 、「それら」が世界の優雅と調和 (decor et harmonia mundi) が、神の意思と一致するのである。」⁽¹⁸⁷⁾

そして、これに続いて、「我々自身が神 (全能が全てのものについての権利を神に授けた。) に帰属する (nos ipsinet sumus Dei) のであるから」⁽¹⁸⁸⁾「かの命令 (praeceptum)」即ち、「正直に生まよう (Honeste vivere)」が存在することになるとされているのである。

以上のように、ライプニッツは、自然法の中核的規範を「嚴格法」、「衡平」及び「敬虔」として措定し、それらを階層的に構成することによって「自然法の三段階説」を提示している。⁽¹⁸⁹⁾そして、この説は、彼の他の論考に

においても(変更を伴いつつ)登場するのである。(例えば、一六七七年から翌年にかけて執筆されたと推定されている『法及び正義論』においては、「三段階」(tres gradus)ではなく、法の「三つの主要な命令」(tres prima praecepta)として、「正直に生きよ」、「何者をも害すること勿れ」及び「各人に各人のものを配分せよ」が挙げられている⁽¹⁸⁵⁾。また、同時期の『正義及び法論』においても、自然法を巡る三段階についての記述が見出される⁽¹⁸⁶⁾。

さて、この「自然法の三段階説」を巡っては、一方で、「その全ての構成要素(Komponenten)が伝統から由来するものであるとしても、何らの先駆者(Verläufer)も全く存在しない⁽¹⁸⁷⁾と高く評価する者があるが、他方で、「法哲学にとって如何なる帰結がもたらされるのかは明らかとなっていない⁽¹⁸⁸⁾」としてこの理論の法哲学史上における意義を疑問視する者もいる。このように後世における評価は分かれるが、何れにしろ、同説に関して本稿において重要であると思われることは次の事実である。即ち、「自然法の三段階説」は、単なる自然法理論にとどまるものではなく、(本稿で後に触れられるように)「正義」・「国家」・「主権(統治権)」についてのライプニッツの観念にも影響を及ぼすものなのである。

(三) 正義

(1) 「正義」の定義

ライプニッツは「正義」(iustitia, justice, Gerechtigkeit)に多様な定義を与えている。特に、一六六九年から一六七一年頃に執筆されたと推定されている『自然法の基礎』において、そのことは顕著である。以下では、先ず、同論考における正義の定義を列挙することとする。

「正義とは他者に援助を与えるか害悪を与えるかにおける賢慮である」⁽¹⁸⁹⁾

「正義とは、他者に善をもたらさずか悪をもたらさないかについて、その意思の表明により自らに善をもたらさずか自らに悪をもたらさないか(それは即ち、報酬の獲得又は懲罰の回避である。)という理由により、「判断する際の」賢慮である。」⁽¹⁹⁷⁾

「正義とは、他者の諸々の善及び悪について、他者の賢慮及び権能「という観点」からの我々の諸々の善及び悪についての熟考による賢慮である。或いは、正義とは、他者に対して我々の能力を適用することについて、当該他者の能力を我々に対して適用する際の賢慮についての熟考による賢慮である。正義とは、智者及び能力ある者に喜ばれる賢慮である。正義とは、報酬及び懲罰の理由により、援助し及び害する賢慮である。」⁽¹⁹⁸⁾

「正義とは、正しいことを欲する徳、或いは、適切に欲するということが正しいことの付加された事柄に基づくことは明らかなのであるから、徳という言葉の代わりに、正義とは、正しいことを欲する熱意であろう。」⁽¹⁹²⁾

「正義とは、自らの安寧による共通の幸福に向けた不変の努力である。」⁽¹⁹³⁾

「正義とは、害することが許されている限りにおいて害悪を配分することにおける、賢慮である。」⁽¹⁹⁴⁾

「したがって、正義とは、賢慮を通じてなされ得る限り(又はより大きな苦痛の原因が存在しない限り)他者を愛する性向(又は自らを通じて他者の善を追求する「性向」、他者の善を喜ぶ「性向」)であろう。」⁽¹⁹⁵⁾

「正義とは、善き人の性向(又は確立された態度)であり、確立されたとは、除去され得ないというようなものである。容易には「除去され」得ないというようなものであると私は述べる。」⁽¹⁹⁶⁾

「真実の又は完全な正義の定義とは、他者を愛する性向又は他者の善に関する見解に基づいて「それが」問題となる度毎に「当該他者の」喜びを受容れる性向である。」⁽¹⁹⁷⁾

「正義とは全ての者を愛する性向である。」⁽¹⁹⁸⁾

このように、ライプニッツは、「正義」の定義を様々に試みており、当然のことながら、『自然法の基礎』以外の論考でもそれを試みている。⁽¹⁹⁹⁾そして、それらの諸定義から看取される彼の正義の観念の特徴として、次の四つ

を挙げる事が許されるであろう。第一に、これらの定義には、功利主義的観点（「報酬の獲得又は懲罰の回避」・「害悪の配分」等）を包含したものと、そうではないものが混在している。第二に、或る人が他者との何らかの関係をとり結ぶ際の「賢慮」(prudentia)の問題として正義が定義される場合が多い。第三に、他者との何らかの関係における「性向」(habitus)や「不変の努力」(constans conatus)が正義とされることもある。そして、第四に、「賢慮」と「性向」(特に、他者を愛する性向)が結合した正義の定義も存在する。但し、『自然法の基礎』における正義の定義に含まれる諸要素の中でとりわけ重要なものは「賢慮」であると思われる。それは、「汝は正義を賢慮から定義しなければならぬ」と⁽²⁰⁾とされていることに現れているだけでなく、主知主義的傾向にあるライプニッツの思考にも合致するものと考えられるからである。

ところで、これらの諸定義の中に現れている、正義を巡るライプニッツの基本的思考は、その後の論考、例えば、一六九〇年から一六九八年の間に執筆されたと推定されている『自然法論』においても維持されている。即ち、同論考で正義は「社会的徳 (eine gemeinschaftliche Tugend) であり、社会を維持する徳の一つである」と⁽²¹⁾とされているのである。

しかし、『自然法論』の執筆時期には、ライプニッツの正義の定義は変更を受けているように思われる。例えば、一六九三年公刊の『類纂』の「序文」においては、次のような議論が展開されている。

「正義とは…[中略]…自らの感情の統治者である徳 (quae virtus est huius affectus reatrix) であつて、仮に私が誤っていないければ、最も適切には、「正義を」智者の慈愛、即ち、叡智の指示に従う「慈愛」(sequentem sapientiae dicant)と我々は定義するであろう。したがつて、カルネアデスが述べたとされる、正義とは、自らの「利益を」無視して、他者の利益が考慮されることを促すのであるから、最大の愚行である、とすることは、その「即ち、正義の」

「定義についての無知から生じたのである。」⁽²⁰²⁾

ここで看取される明白な変更は次の二点である。即ち、第一に、正義の定義における功利主義的観点の消滅であり、第二に、正義を「智者の慈愛」(caritas sapientis)としたことである。これら二点について若干の考察を加えることとしたい。

先ず、第一点については、ここに示されたカルネアデスの見解に対するライプニッツの評価(の変化)とも関連する。ライプニッツは、かつて(一六七〇年代前半に)『コンリンク宛書簡』において、カルネアデスの功利主義的正義論に同調していた。⁽²⁰³⁾ところが、ここではカルネアデスに対する評価は全く異なるものとなっているのである。そしてこれは、前節(一)(2)で確認された主意主義的法認識から主知主義的なものへの転換と通底するものと考えられる。

第二点については、実はこの変更は従前の定義を本質的に変えたものではないことが指摘されるべきであろう。何故ならば、「智者の慈愛」(caritas sapientis)とは、『自然法の基礎』において見られた、正義を他者との関係における「賢慮」や「徳」、(他者を愛する)性向とする定義を総合したものと解することが可能であり、「賢慮」や「徳」を有する者(「智者」)の(他者を愛する)性向(「慈愛」)と解し得るからである。

この「智者の慈愛」という正義の定義は、『類纂』の「序文」において「正義は智者の慈愛以外のなにもない」と繰り返されている。また、一七〇六年のものと思われる或る書簡の添付書(Befüge)においても、前述の引用部分がそのまま登場するのである。⁽²⁰⁵⁾

ところで、先述のように、「賢慮」はライプニッツの主知主義的傾向に合致するものであるが、この「智者の慈愛」という正義の観念も同様のものである。それをよく物語っているものが、『法原理考察』における次の一

節である。

「したがって、探究されるべきより高貴な、そしてよりよい他の法の諸原理は、神の意思の中にだけではなく、悟性の中に存在し、また神の能力だけでなく、叡智の中に存在する。そして、正義を定めるものは、智者の意思又は好意ではない。そのことから、最近或る法律家により正義が定義されている。「即ち」アリストテレスにより賢慮ある者の中庸である「とされた」美徳のような、智者の慈愛「である」⁽²⁰⁶⁾」

この一節では、悟性 (intellectus) や叡智 (sapientia) という主知主義を支えると解される觀念が重視された上で、正義が「智者の慈愛」(caritas sapientis) とされている。また、一七〇二年頃に執筆された『省察』においては、更に別の要素を含めて、正義が次のように説明されている。

「正義は叡智と善意が共に結合したものに合致するもの以外の何ものでもない。善意の目的は最大の善 (le plus grand bien) である。しかし、それ「即ち、最大の善」を認識するためには、叡智が必要であり、叡智は善に関する認識 (connaissance) 以外の何ものでもない。それは、より大きな善のために、或いはより大きな悪を防ぐために、悪が必要とされない限り、善意は、すべての者に善をなし、悪を防ぐ性向 (inclination) 以外の何ものでもないと同様である。したがって、叡智は悟性の中に、善意は意思の中にあり、結果として、正義はその両者の中にある。力は別のものである。しかし、仮に、それ「即ち、力」が生ずるならば、力は、事物の本性 (la nature des choses) が許すのと同程度に、法 (droit) を生じさせ、存在すべきものを現実存在させる。そして、これが世界の中で神が行っていることなのである」⁽²⁰⁷⁾

つまり、「正義」(iustitia: justice) は、「悟性」(intellectus: entendement) の中にある「叡智」(sapientia: sagesse) と、「善意」(bonitas: bonté) の中にある「意思」(voluntas: volonté) との二つのもに由来し、「力」(potentia: puissance) により実現されるものなのである。(また、これと類似の理解が『弁神論』において「力は存在に向かい、叡智又は悟性は真実に「向かい」、意思は善に「向かう」⁽²⁰⁸⁾として登場している。つまり、ライプニッツは正義を叡智・意思・力との関係において理解していたことが看取されるのである。⁽²⁰⁹⁾また、「善意の目的は最大の善」であり、「それを認識するためには、叡智が必要」であるとされていることから、善意の目的が達成される前提として、叡智が存在していることになると共に、ここでの論述が「世界の中で神が行っていること」に関する説明として展開されていることから、ここでも主知主義的認識が基本とされていることが理解されるのである。

(2) 法と正義の関係

以上のようにライプニッツは正義を理解したのであるが、それでは、正義と法とは如何なる関係にあるのだろうか。法と正義の関係の考察のための手掛かりとなるのが、『忠告』における次の一節である。

「そして、確かに正義は、衡平及び比例性の何らかの諸々の法則を維持するのであり、物事の不変の自然の中でそして神に属する理念(イデア)の中で、算術及び幾何学の諸原理であるものに劣ることなく、確固たる「法則」を維持するのである。⁽²¹⁰⁾」

ここでは、正義が「算術や幾何学の諸原理」と同様の「確固たる法則」を有するするという思考が示されて

いるが、これは前述(前節(1))の「法(droit)についての学問」が「論理学、形而上学、算術、幾何学、運動学」と同様に「論理学の争うことのできない諸規則を使用することによって、人は全ての定義から明確な帰結を導出し得る」とする思考と酷似している。このことから、法及び正義が客観的な認識対象とされていることが理解される。(また、ここにも、ライプニッツの法及び正義に関する主知主義的な理解が示されていると言えよう。)更に、『忠告』では次のようにも述べられている。

「法の学問においては、人間の「正義を」、それが完全なものであるために、恰も淵源の如く、神の正義から導出させることの方が相応しい。確かに、正義の観念は、真実の「観念」及び善の「観念」に劣ることなく神に関連しており、それどころか、恰も「神以外の」その他のものの尺度である神に一層「関連している」のであって、「神の正義と人間の正義に」共通な諸規則は、確かに学問に適するのであり、普遍的法学(その教説を自然神学ですら活用している。)に委ねられるべきである。⁽²¹⁾」

つまり、ライプニッツは正義を法学の問題として捉え、しかも人間と神とに共通な正義の諸規則を(前節(2)で触れられた)「普遍的法学」として論ずるとしているのである。その場合、正義が「算術及び幾何学の諸原理」と同様の確固たる法則を有すると考える彼にとって、正義或いは普遍的法学において神と人間が同一平面で扱われる(但し、正義を正確に認識乃至選択する能力において程度の差はある。)ことは当然の帰結となる筈である。なぜならば、「算術及び幾何学」は普遍的学問であり、仮に、神の正義と人間の正義の間に質的な相異があるとすれば、それは恰も人間界の数学が神の国では誤りであるとするようなものであるからである。⁽²²⁾

(3) 「自然法の三段階説」と正義の接合

以上の通り、ライブニッツは正義を法学の中で扱うという姿勢を明確に示しているが、その帰結の一つとして、彼が正義を先述の「自然法の三段階説」と接合していることが挙げられる。それは、彼の「自然法の三段階説」は自然法の各々の段階に応じた正義(交換的正義・配分的正義・普遍的正義)を構想するものであったことを意味する。即ち、「厳格法」においては「何者をも害すること勿れ」が交換的正義に、「衡平」においては「各人に各人のものを配分せよ」が配分的正義に、そして、「敬虔」においては「正直に生きよ」が普遍的正義に、各々対応するものと理解されるのである。

そして、これら三種の正義は、論者によって差異のある次のような解釈を与えられることとなる。

例えば、シュナイダー(Hans-Peter Schneider)は、『三段階論』や『正義及び法論』、『類纂』の「序文」に依拠しながら、自然法への国家権力の「社会倫理的拘束」(sozialethische Bindung)(即ち、自然法による国家権力の拘束)について論じている。その中で、彼は、ライブニッツが、最も基底的な段階では、「補正的(応報的)正義」(ausgleichende Gerechtigkeit)(即ち、交換的正義)と結合した厳格法の中に、「誠実」(Rechtchaffenheit (Probitas))という意味における「法的忠誠の義務」(die Pflicht zur Gesetzestreue)、即ち、「何者をも害すること勿れ」を置き、その上部に「配分的正義」(ausgleichende Gerechtigkeit)に従う衡平(Biligkeit(aequitas))(それは、「隣人愛」(Nächstenliebe(caritas))という意味で、「個人の権利の割当」という命令」(das Gebot der personalen Rechtszuweisung)、即ち、「各人に各人のものを配分せよ」に従う。)を置き、更に、自然法の最高段階として「敬虔」(Frömmigkeit(pietas))を置くが、それは神の愛の表示としての貞潔な生活、即ち、「正直に生きよ」という「普遍的正義」(universale Gerechtigkeit)に相応するとする。⁽²¹⁾

また、澤田は、ライブニッツの正義論について、「個人的段階における『応報的正義』、社会的段階における

『配分的正義』、精神的段階における『普遍的正義』が存在し、「それらは各々その内容として『狭義の正しさ(権利)』、『衡平』、『敬虔』をみずからのうちに含んでいる」とした上で、「それらは各々自己の格率として『人を侵害するなかれ』、『各人に各人のものを与えよ』、『敬虔あるいは誠実に生きよ』を掲げており、それぞれが『個人的利害』、『博愛』、『宗教』をその対象としている」としている。²⁴⁾

このように、自然法による国家権力の統制や社会関係における格率の問題としても「自然法の三段階説」及びそれに含まれる三種の正義が解釈されていることから理解されるように、正義観念と結合した「自然法の三段階説」はライプニッツの法(及び正義)理論から社会理論にわたる多くの側面において鍵概念となっているのである。

まとめと若干の考察

以上、本章において確認・考察された事柄から、ライプニッツの法観念の特色について次の四点を指摘しておきたい。

第一に、神と法及び正義との関係における特色である。即ち、法及び正義が神の意思により創出されるとの認識(主意主義)ではなく、むしろ客観的に存在するそれらを神が知覚乃至選択するとの認識(主知主義)を遅くとも三〇歳台前半から示していたライプニッツは、正義が(神の意思に依拠しないという意味で)客観的なものであり、それ故に、神と人間に共通に妥当するものとして構想しているのである。更に、これにより神と人間を同一平面上で扱う「普遍的法学」が構想可能なものとなることも指摘されるべきである。

第二に、正義の定義に関する特色である。ライプニッツは様々な正義の定義を残しているが、それらは最終的には「智者の慈愛」として纏められるようになったと判断される。そして、正義の定義との関わりにおいても、

彼の主知主義的認識は妥当しているのである。

第三に、正義の定義の変化の過程において、功利主義的観点からの定義が行われなくなるが、これは第一点（主意主義から主知主義への転換）と通底するものがあると思われる。

最後に、「自然法の三段階説」との関係における特色である。ライブニッツは、「自然法の三段階説」を提示し、同説の中で自然法と正義を結合させている。このことによつて、自然法は正義という客観的準則に抵触しないものとされていることになるのである。⁽²⁵⁾

さて、本章で確認・検討されたライブニッツの「法」認識から、彼の法学理論が自然法論に依拠するものであることは明白である。そこで、彼の自然法論の特色について若干の考察を試みることにしたい。

一方において、ライブニッツは主知主義的立場での法観念を提示し、神と人間を同一平面で扱ふ「普遍的法学」を構想しており、ここでは、神意を恣意から分離し、神が（そして、誤りを犯す確率は高いが人間も）理性的に行ふと考へられているようである。その意味において、彼が構想したものは「理性的法学」であり、実際に、彼は自らが企図しているものが「理性的法学の著作」(opus Jurisprudentiae rationalis)であることを『ホッブズ宛書簡』で言明している。⁽²⁶⁾したがって、ライブニッツの法観念を合理主義的自然法思想に基づくものと評することは、誤りではない。⁽²⁷⁾

他方において、前章において確認されたように、ライブニッツの国際法学上の評価が行われる場合には、『類纂』(及び『類纂補遺』)に依拠しつつ「最初の条約集編纂者としてのライブニッツ」とするものが大多数であり、それは必然的に彼の法理論の実証主義的性格に目を向けさせることになる。その点において、ライブニッツが「歴史の過程の中の法の形成を追求した」(また、それにより帰納的方法を採用した)⁽²⁸⁾とする評価が登場すること

も十分に首肯できると言えよう。(そして、そこから更に、「歴史法学」や「比較法学」といった分野におけるライプニッツの先駆的役割が論じられることとなる⁽²¹⁹⁾)。

それでは、ライプニッツの法理論が示す合理主義的自然法論という側面と実証主義的側面は、「矛盾」とされるべきなのであろうか。この点に関しては次のように評価することが妥当であろう。

ライプニッツの自然法論は、特定の「公理」或いは「一般命題」から全ての法規範が演繹的に導出可能となる(その意味において、実定法の存在は必要とされない)というようなものではない。彼が企図する「普遍的法学」は、その名が示す通り自然法と実定法を包含するものである。しかも、彼にとつて、法は「智者の慈愛」(caritas sapientis)である正義によつて基礎付けられるものであるが、「智者」は特定の宗教や世界観に固有の者ではないことから、地域や時代の相異によつて生ずる法の差異が承認されることになる。何故にそのようにして「智者の慈愛」に対して信頼を寄せることができるのであろうか。それは、ライプニッツが地域や時代を越えて存在する「理性的存在としての智者」を信頼したからであり、その意味において彼は「理性」それ自体を信頼したと考えられるのである⁽²²⁰⁾。

但し、その際に、我々はライプニッツの論理の大前提を看過してはならない。即ち、理性への信頼は当然にも神の理性への信頼をも意味するのであり、主知主義的認識の中で神が理性的存在として認識し、行為(選択)するとするならば、その認識や行為(選択)の対象は既存のものでなければならぬ。つまり、世界(宇宙)の秩序(普遍的秩序)は、神の意思に関わることなく、存在していると彼が理解していることになるのである⁽²²¹⁾。

(110) 或いは、次のような評価も妥当なものと見えよう。「法及び正義の観念についてのライプニッツの多数の説明は、彼の「著作の」表面的な講読が推測させるほどには、明確で容易に見通し得るものではない。」H. Schiedermair, *Das*

Phänomen der Macht und die Idee des Rechts bei Gottfried Wilhelm Leibniz (Wiesbaden, 1970), S.18.

(11) “Jus in quo versamur, est scientia caritatis, et Justitia caritas sapientis sive virtus, quae hominis affectum erga hominem ratione moderatur.” *De tribus gradibus*. (Mollat. 8.) ヲコノ「法の定義」即チ「慈愛の学問」(scientia caritatis) (或ハ「慈愛にこころの学識 (乃至は知識)」) からは、法が通常有すると思われような権力性や強制性といったものが導出されない。このように法を定義することは(後述の通り)「法律」(lex)をプーフェンドルフが示したような「上位者の命令」とする)とに批判的であつたライプニッツの思考からすれば、或る程度理解可能ではある。

(12) “[I]d est jus in genere, quod producit actionem vel exceptionem.” *Systema iuris*. (Grua. II. 819.)

(13) “Ut autem qualitas realis in ordine ad actionem duplex est: potentia agendi, et necessitas agendi: ita potentia moralis dicitur Jus: necessitas moralis dicitur Obligatio.” *Nova methodus*. Pars II. §. 15. (Dutens. IV. iii. 185: Akademie. VI. i. 301.)

(14) *Codex (Praefatio) (Mentium (Codex), I. xi)*. (Dutens. IV. iii. 294: Klopp, VI. 469) 尚、この部分で、一七〇六年七月四日付ロステ (Pierre Coste) 宛書簡の添付書 (Beilage) 中に再録されている。(Gerhardt. III. 386.) また、宮澤はこの添付書の“jus”を「法」としている(宮澤文総「ライプニッツにおける比較法思想」『比較法研究』(比較法学会) 第五五卷 (一九九三年) 一〇四頁。) が、このように理解においては、この“jus”が「義務」との対照において論じられている点が看過されている。

(15) “Leges, verborum significatio et regulae juris.” *Tractatio*. (Grua. II. 797.)

(16) “Lex definitur decretum, quo superior sibi subjectum obligat, ut ad istius praescriptum actiones suas componat. Quae si admittimus, nemo sponte officium faciet: immo nullum erit officium, ubi nullus est superior, qui necessitatem imponat: neque erunt officia in eos, qui superiores non habent.” *Monita (Pufendorfus)* (Dutens. IV. iii. 279.)

(17) 尚、この引用文中の「責務」の原語は“officium”である。この語は、プーフェンドルフの自然法理論に即するならば、「義務 (obligatio) 適合的行為」と訳すべきでも考えられる。(プーフェンドルフの自然法理論における

“officium”と“obligatio”の相異と両観念に対する邦訳語については、篠津安恕『義務の体系のもとの私法的一般理論の誕生』(昭和堂、二〇一〇年)九—三七頁を見よ。)しかし、本稿では“officium”に「責務」、「obligatio」に「義務」の訳語を当てている。

(118) *Theodécée*, 2. partie, § 121. (Gerhardt, VI, 175.)

(119) *Medation*. (Mollat, 47.)

(120) このような「法」(jus)と「法律」(lex)の明確な観念的区別については、例えば、ボダンが、「法」を「人間に分与された神の善及び賢慮の光であり、それら「の人間」により人間社会の利益のために導入されたものである」とし、「法律」を「最高支配権の命令または裁可に他ならないのであるから、「それは」即ち、禁止すること、許可すること、命令することである」としたこと(これに関しては、拙稿「ジャン・ボダンの国家及び主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念——国際法学における『主権国家』観念成立史研究序説——(二・定)『法学研究』(慶應義塾大学)第八五巻第一二号(以下、「ボダン(二・定)」とする。)一五—一七頁を見よ。)に類似している。但し、ボダンは「法」と「法律」について各々の積極的定義を示しており、この点でライブニッツとは異なる。また、少なくとも本節の主たる考察対象とされている『法学新方法』(E.g., *Nova methodus*, Pars II, § 76. (Dutens, IV, iii, 214; Akademie, VI, i, 344-345))と『法原理考察』(E.g., *Observationes*, III. (Dutens, IV, iii, 270))における「法」と「法律」は互換的に使用されてくるように思われる。

(121) “Jurisprudentia est scientia juris, propositio aliqua casu seu facto.” *Nova methodus*, Pars II, § 1. (Dutens, IV, iii, 180; Akademie, VI, i, 293.)

(122) *Nova methodus*, Pars II, §§ 1-13. (Dutens, IV, iii, 180-185; Akademie, VI, i, 293-300.)

(123) *Nova methodus*, Pars II, § 14 et seq. (Dutens, IV, iii, 185 et seq.; Akademie, VI, i, 300 et seq.)

(124) *Nova methodus*, Pars II, § 76. (Dutens, IV, iii, 214; Akademie, VI, i, 344-345) の点については、次節(2)で触れるようにする。

(125) *Codex (Praefatio) (Montium (Codex))*, I, xiv. (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 474.)

(126) 但し、後註(156)で触れられるように、この矛盾を解消する解釈も可能である。

- (127) ここで本稿における「主意主義」の意味について若干付言しておきたい。法学理論(当然のことながら、それには国際法学理論が含まれる。)において、「主意主義」が問題となる場合に、「意思の主体」も問題となる。そして、通常、法の存在根拠との関係における意思の主体とは、法の定立主体としての具体的な立法権者や(慣習法の場合における)当該社会の構成員を意味する。そのような理解に立つならば、或る意思の主体によって法が定立されるという思考は「主意主義」と呼ばれ、人為により定立される法も「主意主義」に基づくものと表現され得ることになる。それに対して、本節で検討される「主意主義」における意思の主体は神に限定されている。そのため、本稿では、意思の主体の相異(神か、人か、或いは国家か)を勘案し、混乱を避けるために、神に限定された議論に関わる場合には「主意主義」、神に限定されない場合には「意思主義」と称することとする。「主意主義」も「意思主義」も、例えば、独語で表現するならば、何れもが、*Voluntarismus*である。これは、勿論、国際法学における法規範の定立主体と存在する法規範(の存在形式)との関係が問題とされる場合に、その思考形式によって「自然法論」と「法実証主義」の相異が問題とされてきたという事実を考慮した上での区別である。(但し、ライプニッツが「実定神法」という観念も使用していることは、次節(2)で確認される通りである。)
- (128) *Nova methodus*, Pars II, § 14, (Dutens, IV, iii, 185; Akademie, VI, i, 300-301.)
- (129) “*Negue enim iustitia essentialia Dei attributum erit, si ipse jus & iustitiam arbitrio suo condidit.*” *Monita Pufendorfianus*, IV, (Dutens, IV, iii, 280) の一文に続く正義の観念が論じられているが、この点については次節(3)(2)における議論の中で扱うこととする。
- (130) 小林公「ライプニッツ」碧海純一『新版法哲学概論(全訂第二版補正版)』(弘文堂、二〇〇〇年)二八五頁。
- (131) G. E. Guhrauer, *Gottfried Wilhelm Freiherr von Leibnitz: Eine Biographie*, 2 Bd. (Breslau, 1842), Bd. I, S.49.
- (132) 『忠告』執筆年は次の文献に従う。Riley, 64.
- (133) *Dialogue*, (Foucher de Careil, II, 532.)
- (134) Gerhardt, IV, 427-463. ライプニッツは或る書簡の中でこの論考を「形而上学小論」(un petit discours de metaphysique)と称した。Gerhardt, IV, 410.
- (135) Gerhardt, IV, 428. (Loemker, 304.)

- (136) このように、ライプニッツが三〇歳台前半（概ね一六七〇年代前半）に思想的転換を示していることは、次節(三)において論じられる「正義」の定義の変化に通底するものと思われる。
- (137) 無題の草稿の第五段落。Gerhardt, VI, 616.
- (138) 「神の中には全ての源泉である力 (la Puissance) が存在し、次いで理念 (Idées) の詳細を含む認識 (la Connoissance [sic]) 「が存在し」、最後に最善の原則 (le principe du Meilleur) に従って変化または生産を生み出す意思 (la Volonté) 「が存在する」」。無題の草稿の第四八段落。Gerhardt, VI, 615. 尚「最善の原則」とは、「常に最善を選ばうとする原則乃至は原理」であると解される。
- (139) *Theodicée*, para.283. (Gerhardt, VI, 285.)
- (140) フリートリッヒは、「スアレス及びグロティウスがまさにそうであったように、スコラ主義の精神において」ライプニッツが「のちうな見解を述べている」とする。Friedrich, “Philosophical Reflection”, p.84.
- (141) *Elementa* (Akademie, VI, i, 467; Busche, 248.) 尚『法学新方法』における法学の定義は本節(一)で挙げられてゐる。
- (142) “Doctrina Iuris ex earum numero est, quae non ab experimentis, sed definitionibus, nec a sensuum, sed rationis demonstrationibus pendunt et sunt, ut sic dicam, iuris non facti. Cum enim consistat Iustitia in congruitate ac proportionalitate quadam, potest intelligi iustum aliquid esse, etsi nec sit qui iustitiam exerceat, nec in quem exerceatur, prorsus ut numerorum rationes verae sunt, etsi non sit nec qui numeret nec quod numeretur.” *Elementa* (Akademie, VI, i, 460; Busche, 220)
- (143) *Mediation*. (Mollat, 47.)
- (144) *Grundriss*, § 4. (Foucher de Careil, VII, 29-30)
- (145) Ecrit envoyé à Madame la duchesse douairière d’Orleans pour estre [sic] communiqué au duc d’Orleans son fils (9 février 1706). (Klopp, IX, 163-169, esp.164-165)
- (146) *Mediation*. (Mollat, 47.)
- (147) *Principes de la Nature*, 55. (Gerhardt, VI, 616)

- (148) *Theodicee*, Discours Préliminaire, § 35. (Gerhardt, VI, 70)
- (149) 「普遍的法学」について、差し所たり次の文献を見よ。G. Grua, *Jurisprudence universelle et Théodicee selon Leibniz* (New York/London, 1985).
- (150) *Notae*. (Grua, II, 805.)
- (151) “Jus universale erit jus naturae exhibitum cum additionibus, limitationibus vel ampliacionibus positivis, praesertim nobilioribus, et praesertim romanis et canonicis.” *Ibid.*
- (152) 「普通法」は前述の「普遍的法学」に通ずるものと考えられ、しかも、この定義が未来時制(直説法)で与えられていることから、ライプニッツが「普遍的法学」を構想しつつも、『註解』執筆時(一六九六年頃)にそれを未だ完成していなかったことが窺われる。
- (153) “Summa ergo juris divisio est, quod aliud est Naturale, aliud Legitimum seu positivum, quod non valeret nisi esset receptum.” *De justitia et jure*. (Grua, II, 615.)
- (154) *Epistola* (*Comming*). (Gerhardt, I, 158-159.) また、学問には「正義に関する」(de justo)「倫理学」(ethica)と「便益に関する」(de utili) (但し、この場合の便益とは、共通の便益であつて、つまり「衡平に関する」(de aequo)ものと呼ばれる)。「政治学」(politica)とが含まれ、「自然法学」(scientia juris naturae)が前者に、「制定されるべき法律に関する立法学」(scientia nomothetica de condendis legibus)が後者に、各々属するものとされる。 *Epistola* (*Comming*). (Gerhardt, I, 159.)
- (155) “Praeter aeterna naturae rationalis jura ex divino fonte fluentia jus etiam voluntarium habetur: receptum moribus, vel a Superiore constitutum.” *Codex (Praefatio) (Montium Codex)*, I, xiv.). (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 473-474.)
- (156) 尚、この議論においては、意思法について「上位者により(a Superiore) 定立される意思法」という観念も提示されており、(前節(1)で確認されたような)彼の本来の法観念としての「上位者の命令ではない」という観念との矛盾が存在する。この矛盾については、ここで論じられている事柄が、事実として存在している意思法の形成主体を提示しているのであつて、法の本質を問題としているのではないと解するならば、解消可能である。

- (157) “In Republica quidem jus civile ab eo vim accepit, qui summam potestatem habet.” *Codex (Praelatio) (Monitum Codex)*, I, xiv.). (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 474.)
- (158) “Scientiam Juris naturalis docere est tradere leges optimaе Reipublicae. Scientiam juris arbitrarii docere, est leges receptas cum legibus optimaе Reipublicae conferre.” *De scientia juris*. (Grua, II, 614.)
- (159) “Juris Romani autem pars multo maxima prorsus naturalis est.” *Epistola (Graevius)*. (Akademie, I, i, 89.)
- (160) H.-P. Schneider, “Der Plan einer ‘Jurisprudentia Rationalis’ bei Leibniz”, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Bd.LII (1966) (im Folgenden zitiert als “Der Plan”), S.562.
- (161) ライプニッツは「神法」(jus divinum)にも言及しているが(次に触れるように)彼自身が法についての最も基本的な分類を自然法と実定法としていること、また、主知主義的法観念を前提とするならば、神の意思によっても自然法は不可変なものであることになること、更に、ライプニッツの「普遍的法学」の構想において神と人間が同一平面に置かれることを勘案するならば、彼の法理論における神法の重要性は(少なくとも本稿の主題との関連においては)自然法に劣るものと考えられる。
- (162) *Codex (Praelatio) (Monitum Codex)*, I, xv.). (Dutens, IV, iii, 298-299; Klopp, VI, 475-477.)
- (163) この問題に関連して、次のような指摘がある。「ライプニッツの法思想は、法(jus)を世界の正しく且つ合理的な秩序とすると、彼の包括的理解に由来する。法は単なる人為法(humanly made law)(lex)ではない。逆に、法は神及び人間の諸関係の全体を包摂するのである。」Berkowitz, *op.cit.*, p.13.
- (164) これら四論考の他にも、例えば、『コンリンク宛書簡』において「公法とは「諸国家の理解」(notitia rerumpublicarum)である」と述べ、*Epistola (Conring)*. (Gerhardt, I, 159.)
- (165) E.g., Schneider, “Der Plan”, S.562. シュナイターは“das gemeine römische Zivilrecht jus privatum)”と表記している。
- (166) *Tractatio*. (Grua, II, 801.)
- (167) *Systema juris*. (Grua, II, 837-838.)
- (168) *Vom Naturrecht*. (Guhrauer, I, 414.)

- (169) *Monia (Pufendorfus)* V. (Dutens, IV, iii, 282.)
- (170) “[J]us naturale est, quod ex sola ratione naturali sciri potest, sine reversione.” *Observationes*, III. (Dutens, IV, iii, 270.)
- (171) 尚、ライプニッツはこれに続いて、次の一文を記している。「しかしながら、神が崇敬に基づき普遍的実定法、即ち、全ての人間により遵守されるべき法律を公示することを何が禁ずるのであろうか。」(Quid vero prohibet Deum reversione promulgare jus positivum universale seu legem omnibus hominibus observandum?) この一文は全ての人間に共通の普遍的実定法としてのユース・ゲンティウムへの言及とも解されると共に、“promulgare”が「公示する」のみであって、「創出する」ことを意味しないとすれば、彼の主知主義的法認識を示すものとも解される。
- (172) *Observationes*, V. (Dutens, IV, iii, 271.)
- (173) この箇所での議論は主意主義的であるようにも思われる。
- (174) *Observationes*, II. (Dutens, IV, iii, 270.)
- (175) *Monia (Pufendorfus)* V. (Dutens, IV, iii, 282.)
- (176) ライプニッツの自然法観念のこのような矛盾は、キリスト教世界（そして、神聖ローマ帝国）の維持という彼の思想的傾向と実践的意図（この点については、本稿の「結論」で論じられる。）とも深く関わると思われる。
- (177) *Nova methodus* Pars II, §§72-73. (Dutens, IV, iii, 212-213. Akademie, VI, i, 342-343.)
- (178) *Nova methodus* Pars II, §74. (Dutens, IV, iii, 213. Akademie, VI, i, 343.)
- (179) *Nova methodus* Pars II, §74. (Dutens, IV, iii, 213. Akademie, VI, i, 343.) この中で人格と物との関係を巡りライプニッツは次のような比喩を述べている。「ライオンには人間を切り裂くことが許されており、山には人間を崩落により埋めてしまうことが許されている。逆に、人間にはライオンを制御すること (frenare)、そして山を粉々に破砕する (pulverisare) [が許されていない]。このようにして、人格と物との関係は（物に悟性がない故に）常に戦争状態にあるべきである。」
- (180) *Nova methodus* Pars II, §74. (Dutens, IV, iii, 213. Akademie, VI, i, 343.)
- (181) *Nova methodus* Pars II, §75. (Dutens, IV, iii, 213-214. Akademie, VI, i, 343-344.)

- (187) *Nova methodus*, Pars II, § 76. (Dutens, IV, iii, 214; Akademie, VI, i, 344.) 但し、コッデライブニッツは人間の間に合意により (pactio) 上位者が生みだされ、国家法 (ius civile) が作られることにも言及している。コッには、契約論的な国家構成原理 (これについては、次章第二節(三)で論じられる。)と共に、前項で確認された法を上位者の命令とすることに反対するライブニッツの論理と矛盾するやうに思われる法観念が提示されている。
- (188) *Nova methodus*, Pars II, § 76. (Dutens, IV, iii, 214; Akademie, VI, i, 344.)
- (189) フリーナーリッヒにみれば、それは『法學提要』(Institutiones, I, 1.)に見られるオランダローマにおける自然法理論の基本原則から導出されたものである。Friedrich, "Philosophical Reflection", p.82.
- (190) *De jure et iustitia*, (Grua, II, 620.)
- (191) *De iustitia et jure*, (Grua, II, 615.)
- (192) Busche, Einleitung, LXVIII u. Ann.164.
- (193) C. J. Friedrich, *The Philosophy of Law in Historical Perspective* (Chicago, 1958), p.116.
- (194) "Iustitia est prudentia in aliis iuvandis aut laedendis." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 434; Busche, 106.)
- (195) "Iustitia est prudentia in efficiendo aliorum bono aut non efficiendo malo boni sui hac animi declaratione efficiendi, aut mali sui non efficiendi (id est praemii assequendi aut poenae vitandae) causa." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 435; Busche, 108.)
- (196) "Iustitia est prudentia in aliorum bonis malisque a nobis contemplatione honorum malorumque nostrorum a prudentibus potentibusque aliis. Seu iustitia est prudentia in adhibenda erga alios potentia nostra, contemplatione prudentiae in adhibenda erga nos potentia sua alienae. Iustitia est prudentia placendi sapienti et potenti. Iustitia est prudentia iuvandi et nocendi praemii poenaeque causa." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 433; Busche, 192.)
- (197) "Iustitia est virtus volendi quod iustum est, vel pro virtutis voce, quia bene volendi esse ex iusti adiecto apparet, erit iustitia promittitudo [sic] volendi quod iustum est." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 454; Busche, 194.)
- (198) "Iustitia est constans conatus ad felicitatem communem salva sua." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 454; Busche, 196.)

- (161) "Iustitia est prudentia in dispensandis malis, seu quousque nocere liceat." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 456; Busche, 206.)
- (161) "Iustitia ergo erit habitus amandi alios (seu per se expetendi bonum alienum, bono alieno delectandi) quousque per prudentiam feri potest (seu quousque maioris doloris causa non est)." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 465; Busche, 240.)
- (161) "Iustitia est habitus (seu status confirmatus) viri boni, confirmatus inquam, non ut putari non possit, sed ut non facile possit." *Elementa* (Akademie, VI, i, 480; Busche, 244.) 尚「この一文の後「善き人」の定義が述べられており、「善き人とは、あらゆる善を愛する全人の善びある」(Vir bonus est, quisquis amat omnes).」と述べられている。(*Elementa*. (Akademie, VI, i, 481; Busche, 246.)
- (167) "[V]era perfecte Iustitiae definitio, habitus amandi alios, seu capiendi voluptatem ex opinione boni alieni quoties quaestio incidit." 然れに对应して「不正とは「それが」問題となる度毎に他者の善を喜ばざる」(Injustum est bono alieno non delectari quoties quaestio incidit) となるのである。(*Elementa*. (Akademie, VI, i, 465; Busche, 242.)
- (168) "Iustitia est habitus amandi omnes." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 46; Busche, 244.)
- (199) 例えは『正義論』の冒頭では「正義とは、各人に各人のものを配分するところ不變の意思である」(Iustitia est constans voluntas suum cuique tribuendi.) との定義が提示されている。(*De iustitia*. (Grua, II, 621.)
- (200) "Iustitia a prudentia definire debeat." *Elementa*. (Akademie, VI, i, 454; Busche, 194.)
- (201) *Vom Naturrecht*. (Gubrauer, I, 414.)
- (202) *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex)*, I, xi). (Dutens, IV, iii, 294-295; Klopp, VI, 470.)
- (203) 一六七〇年頃に書かれたと推測される『コンリンク宛書簡』においては「現在のものであろうと、将来のものであろうと、自己の便益を伴わない正義は最大の愚行であるとする」ことを、私はカルネアデスと共に提起する(そして、ホッブスは「これに」同意する。)(Gerhardt, I, 160.) と述べられている。
- (204) "[I]ustitia nihil aliud sit quam charitas sapientis." *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex)*, II, x). (Dutens, IV, iii, 313.)

- (205) Gerhardt, III, 386-387, ㄱの書簡は前節(1) (註 (114)) でも触れられているロステ宛のものである。尚、ㄱの添付書は『類纂』の「序文」の第一部第一段落の途中から第一二段落の末尾までの記述 (*Codex Praefatio*) (*Monitum* (Codex), I, xi-xiii). (Dutens, IV, iii, 294-297; Klapp, VI, 469-473) ㄱ482。
- (206) "Alia ergo sublimiora et meliora juris principia quaerenda sunt, non tantum in voluntate divina, sed et in intellectu, nec tantum in potentia Dei, sed et in sapientia. Et iustitiam constituet, non voluntas, seu benevolentia sapientis. Unde iustitia nuper a quodam Jcto definita est: Caritas sapientis, ut virtus ab Aristotele mediocritas prudentis." *Observationes*. IX. (Dutens, IV, iii, 272)
- (207) *Mediation*. (Mollat, 48)
- (208) "La puissance va à l'être, la sagesse ou l'entendement au vray, et la volonté au bien." *Theodicée*, §7. (Gerhardt, VI, 107.)
- (209) 澤田は、「知恵、意思、力の間の均衡であり形式的原理である正義が、神においても人間と共通の基盤を有するものとして設定され」、更に「そこから神と人間とに共通な普遍的法理論というものの、意味が明らかになってくる」としている。澤田昭夫「ライプニッツの自然法論」『法哲学年報』(日本法哲学会)(一九七六年)一八三頁。
- (210) "Et vero iustitia servat quasdam aequalitatis proportionalitatisque leges, non minus in natura rerum immutabili divinisque fundatas ideis, quam sunt principia Arithmeticae & Geometriae." *Monita (Pufendorfius)*, IV. (Dutens, IV, iii, 280)
- (211) "Quin potius in scientia juris a divina iustitia, tanquam fonte, humanam, ut plena sit, derivari convenit. Notio certe iusti non minus, quam veri ac boni etiam ad Deum pertinent, immo ad Deum magis, tanquam mensuram ceterorum, communesque regulae utique in scientiam cadunt, et in jurisprudentia universali tradi debent, cujus praeceptis etiam theologia naturalis utitur." *Monita (Pufendorfius)*, III. (Dutens, IV, iii, 278-279)
- (212) 人間の正義と神の正義が同一平面で扱われるべきこと、次の文献を見よ。Riley, Introduction, p.3.
- (213) H.-P. Schneider, "Gottfried Wilhelm Leibniz", in M. Stollis (Hrsg.), *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert: Reichspublizistik, Politik, Naturrecht*, 2., erweiterte Aufl. (Frankfurt a. M., 1987) (im Folgenden zitiert als "Leibniz").

- S217. (同書の邦訳として、ミヒヤエル・シュトライス(編)(佐々木有司・柳原正治(訳))『一七・一八世紀の国家思想家たち―帝国公(国)法論・政治学・自然法論―』(木鐸社、一九九五年)がある。)次の文献も見よ。
 Schneider. *Justitia universalis*. S.401ff.
- (214) 澤田、前掲論文、一八六頁。
- (215) グルアは、ライプニッツの下で自然法は、人間の本质のみならず、神の本质 (la nature divine) にも合致するものであること、また自然法の対語としての意思法又は実定法 (le droit volontaire ou positif) も人間と神の意思に基づくことを指摘している。Grua. *Jurisprudence universelle*. p.161. この指摘が正しいとすれば、自然法のみならず、実定法も正義に合致することとなる。
- (216) *Epistola (Hobbes)*, I (Gerhardt, I, 83)
- (217) 例えば、ダントレーン (Alexander Passerin d'Entreve) は、グロティウスが提示した自然法理論の「新たな觀念の『合理主義的』性格 (the 'rationalist' character)」を展開した者として、プーフエンドルフと共にライプニッツを挙げている。A. P. d'Entreve. *Natural law: An Introduction to Legal Philosophy* (With a new introduction by C. J. Nederman) (New Brunswick/London, 1994) (Originally published in 1951), p.56.
- (218) H. Mittels. *Über das Naturrecht* (Deutsche Akademie der Wissenschaft zu Berlin. Vorträge und Schriften. Heft 26) (Berlin, 1948), S.26.
- (219) 例えば、ジョーンズは、「テキストの解釈と法規則の取扱いをそれらの歴史に照らして行うことから大きな利益が引き出され得ることを主張する者に彼「即ち、ライプニッツ」は同意した」のであり、「この点で後のサヴィニー (Savigny) 及びメイン (Maine) の学派の先駆者とみなされる何らかの主張を含んでいた」と指摘している。Jones. *op. cit.* p.2. また、穂積は、「歴史法学の始祖といえばサヴィニー、比較法学の始祖といえばモンテスキューと誰しも言うが、この二学派の開祖たる名誉は、当にライプニッツに冠せしむべきではあるまいか」としている。穂積陳重『法窓夜話』(岩波書店、一九一六年(一九八〇年再刊))二四八頁。尚、ライプニッツと比較法学との関わりについては、宮澤、前掲論文、一〇二―一〇七頁を見よ。
- (220) この「理性への信頼」に加えて、(本章第二節(一)(2)で確認されたように) 自然法が実定法に優位することを勘案

するならば、ライプニッツの法理論においては、合理主義的自然法論が実証主義的側面を包摂していると言えるであろう。

(221) フリートリッヒはこれを「全ての存在の普遍的調和は『予定されている』(“preestablished”)と表現している。Friedrich, “Philosophical Reflection”, p.82.